

国際学会発表支援グラント実施要項

令和8年9月4日

京都府立医科大学 WLB 支援センター みやこ

1. 趣旨

本事業は、育児、介護その他のライフイベントやワークライフバランス（WLB）の維持に配慮しながら研究活動を継続し、国際学会において研究発表を行った子育て世代の研究者を奨励・支援することにより、本学における国際的な学術発信力の向上および研究者のキャリア継続を促進することを目的とする。

2. 交付対象者

以下のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 本学に在籍する教職員または大学院生であること。
- (2) 次のいずれにも該当すること。
 - ア) 申請時点で45歳以下であること。
 - イ) 育児、介護その他のライフイベントに配慮しながら研究活動を継続している者、若しくはセンター長が特に支援が必要と認めた者であること。
- (3) 国際学会において筆頭演者（主たる発表者）として研究発表を行った者であること。
- (4) 所属長の承認を得ていること。
- (5) 当該年度に同一教室からの申請は原則1件とし、教室内で調整を行うこと。

3. 対象となる研究発表

以下の条件を満たす研究発表を対象とする。

- (1) 国内外で開催された国際学会（オンライン開催を含む）における研究発表であること（支給額は参加形式により異なる。4条参照）。
- (2) 申請者が筆頭演者（主たる発表者）として、口頭発表又はポスター発表により発表したものであること。
- (3) 発表の際の申請者の所属が本学であること。
- (4) 学会への参加および発表実績を確認できる資料を提出できること。

4. グラントの額および支給方法

- (1) 本グラントは、国際学会における研究発表および研究活動への取組を支援するためのグラントとして支給する。
- (2) 支給額は1件につき、現地参加の場合は定額10万円、オンライン参加の場合は定額3万円とする。
- (3) 支給件数は当該年度の予算の範囲内とする。

5. 対象期間

- (1) 令和8年7月以降に開催・発表された国際学会を対象とする。
- (2) 申請は学会発表終了後に行うものとし、申請期限は別に定める。
- (3) 予算額に達した時点で受付を終了する。

6. 申請手続

グラントの交付を受けようとする者は、学会発表終了後、次の書類を提出するものとする。

- (1) 所定の申請書（所属長承認欄を含む）
- (2) 国際学会発表の意義およびワークライフバランスに配慮しながら研究活動を継続するために工夫した内容（300～500字程度）
- (3) 学会開催概要が確認できる資料
- (4) 参加および発表実績が確認できる資料（参加証明書、ネームカードの写し、学会プログラムの該当ページ、採択通知等、申請者が筆頭演者として発表したことが確認できるもの）

7. 審査および選定

交付対象者の選定は、WLB支援センターにおいて、次の事項を総合的に審査の上、決定する。

- (1) ワークライフバランスに配慮した研究継続への取組
- (2) 研究内容及び国際学会発表の意義

8. 広報への協力

グラント受給者は、WLB 支援センターみやこの広報活動に協力するものとする。センターは、発表者氏名、所属、学会名、発表演題、発表内容の概要等を、ウェブサイト、ニュースレター、SNS 等の広報媒体に掲載することができる。掲載内容については、事前に本人へ確認のうえ行うものとする。

9. その他

- (1) 虚偽の申請その他不正が判明した場合は、交付決定を取り消し、グラントの返還を求めることがある。
- (2) この要項に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、センター長が別に定める。